

時間外投げ込み

青 畜 号 外
令和 5 年 4 月 1 4 日

報道機関各位

青森県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

報道機関用提供資料の訂正について

本日（4月14日）に提供した「蓬田村において確認された高病原性鳥インフルエンザに係る搬出制限区域の解除について」について、下記のとおり訂正しますので、差替えいたしますようお願いいたします。

記

1 訂正箇所

別紙「蓬田村において確認された高病原性鳥インフルエンザに係る清浄性確認検査について」の4の（2）の下線及びゴシック部分

修正前：・・・搬出制限区域内 2 農場

修正後：・・・搬出制限区域内 3 農場

2 訂正後の資料

別添のとおり

報道機関用提供資料		
担当課 担当者	農林水産部畜産課衛生・安全グループ 総括主幹 佐藤 尚人	
電話番号	直通	017-734-9498
	内線	4818
報道監	農林水産部 次長 及川 正顕（内線：4966）	

蓬田村において確認された高病原性鳥インフルエンザに係る清浄性確認検査について

1 経過

- (1) 令和5年3月24日(金)に高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、令和5年4月10日(月)に移動制限区域内の2農場から検体を採取し、清浄性確認検査を実施した。
- (2) 血清抗体検査の結果が全て陰性であったことに続き、ウイルス分離検査の結果も全て陰性であることが判明した。

2 清浄性確認検査の概要

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(以下「防疫指針」という。)に基づく検査。

- (1) 検査時期：発生農場の防疫措置の完了(3月30日)から10日が経過した後
- (2) 検査対象：移動制限区域内で100羽以上飼養する農場(2農場)
- (3) 採取検体：気管スワブ、クロアカスワブ、血液

※スワブは綿棒による拭い液、クロアカは家きんの総排泄腔

鳥インフルエンザウイルスの増殖が特に多い部位(気管、クロアカ)を採材

- (4) 対象羽数：対象2農場の各鶏舎5羽 計40羽
- (5) 検査内容：血清抗体検査(40検体)、ウイルス分離検査(80検体)

3 検査結果

- (1) 血清抗体検査 全て陰性(判明：4月10日 17時00分)
- (2) ウイルス分離検査 全て陰性(判明：4月14日 13時00分)

4 搬出制限区域の解除

- (1) 解除時刻：令和5年4月14日(金) 14時
- (2) 制限解除の内容：搬出制限区域内3農場について、家きん、家きん卵、家きんの死体等の搬出制限を解除

5 消毒ポイントの運営

搬出制限の解除に伴い、本県で設置している消毒ポイント4か所のうち、搬出制限区域辺縁付近(半径10キロメートル)に設置している2か所について、4月14日(金)14時で運営を終了

残る2か所については、移動制限解除(4月21日(金)午前0時)まで運営を継続する予定